

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神山町長 河野 雅 俊

市町村名 (市町村コード)	神山町 (363421)	
地域名 (地域内農業集落名)	神領地区 (谷西部、谷東部、寄井、日浦、東寄井、西野間、本野間、筏津、大埜地西部、大埜地東部、中津、大久保、西上角、南上角、本上角、北上角、西地、南谷、北傍示、奥谷、小野東部、小野西部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○農業従事者が高齢化や減少傾向にあり、後継者が不足している。
○労働力が不足している。収穫に手間を要する果樹栽培は面積を拡大できない。
○傾斜地・不整形、狭小等、条件の悪い農地が多く、機械化が困難であり、集約や効率化ができない。
○水稻の栽培面積が減少している。(生産者も減少している。)
○農作物の販売単価が安価で経営が成り立たない。安定した販売先の確保も必要。
○鳥獣被害が多く発生している。
農業者:292人(うち50歳代以下12人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

○神領地区に認定農業者等がいるが、果樹栽培を主としていることから大きな規模拡大は困難であるため、基本的には集落ぐるみで地域の農業者が農地を担っていく。
○水稻についてはファームサービスを利用することで生産面積を維持する。
○新規就農を希望する農業者の受け入れを積極的に促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	143 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	131 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付希望のある農地については農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農を希望するものや規模拡大を希望するものについては農地中間管理機構を活用し、集約化を図る他、地域に定着できるよう関係団体が積極的にサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で水稲作業の効率化やコストカットを図るためファームサービス事業体へ委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○鳥獣害被害防止総合対策支援事業等を活用し被害防止対策や、町補助による被害防止策の導入に取り組むほか、捕獲活動についても積極的に取り組む。
○本町を代表する特産物である「すだち」の生産を積極的に推進し、収益性の高い生産に取り組む。